

地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

帳簿

平成 年 月 日  殿		(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地</small> (電話番号 - - )			
		(フリガナ) 名称(屋号)			
		(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合)</small> 代表者氏名			
		(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所 (電話番号 - - )			
地方税法 第748条第1項 第749条第1項 の承認を受けたいので、同法第750条第1項の規定により申請します。					
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所、国税関係申請状況等					
帳簿の種類		備付け開始日	保存方法	保存場所	国税関係申請状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書		回付先	
	(摘要)				

(別添1)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 設立の日（新たに設立された法人が法第750条第1項ただし書の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る地方税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
	税 目	名称・作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商 品 名 等	所 有 者 名 等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

7 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置	
《注意事項》 1 法第748条第1項（電磁的記録による備付け及び保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。 2 法第749条第1項（電磁的記録による備付け及びCOMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。	
電 磁 的 記 録 に よ る 保 存 等 ・ C O M に よ る 保 存 に 共 通 の 措 置	(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第25条第1項第1号イ関係） <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 [ ]
	※ 該当する場合のみ記載してください。 <input type="checkbox"/> ただし、入力日から [ ] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程等でこの旨を定める）。
	(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第25条第1項第1号ロ関係） <input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔 <input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 [ ]
	(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（第25条第1項第2号関係） <input type="checkbox"/> 〔 <input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他（ ）〕により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 [ ]
	(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第25条第1項第3号関係） <input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。 ① システムの概要を記載した書類 [ ] ② システムの開発に際して作成した書類 [ ] ③ システムの操作説明書 [ ] ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 [ ]
(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第25条第1項第4号関係） <input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 [ ]	

電 磁 的 記 録 に よ る 保 存 に 共 通 の 措 置	C O M	<p>(6) 検索機能の確保に関する措置 (第25条第1項第5号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width: 20%;">主 な 帳 簿 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/>勘定科目 <input type="checkbox"/>取引金額 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p>	検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名											
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>												
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>												
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>												
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>												
C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	C O M	<p>(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置 (第26条第1項第1号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 80%; margin: 5px 0;"></div> <p><input type="checkbox"/> ①保存義務者 (又は事務責任者) の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p> <p>(8) COMの索引簿の備付けに関する措置 (第26条第1項第2号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。</p> <p><input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 80%; margin: 5px 0;"></div> <p>(9) COMの索引の出力に関する措置 (第26条第1項第3号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。</p> <p>(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置 (第26条第1項第4号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 80%; margin: 5px 0;"></div> <p>(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (第26条第1項第5号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 80%; margin: 5px 0;"></div>										
8 その他参考となる事項												

添 付 書 類	添 付 書 類	<p>1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 (市販のプログラムを使用する場合は不要)</p> <p>2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (又は処理委託契約書)</p> <p>3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類 ( )</p>
------------------	------------------	---

## 「地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書〔帳簿〕」の記載要領等

この申請書用紙は、地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に必要な都道府県知事の承認（法第748条第1項又は法第749条第1項の承認）を受けようとする場合に使用してください。

なお、次の承認を受けようとするときには、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

- ① 地方税関係書類の電磁的記録又はCOMによる保存をしようとする場合の承認（法第748条第2項又は法第749条第2項の承認）
- ② 地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存をしようとする場合の承認（法第748条第3項の承認）
- ③ 電磁的記録による保存等の承認（法第748条第1項又は法第748条第2項の承認）を受けている地方税関係帳簿書類についてCOMによる保存に代えようとする場合の承認（法第749条第3項の承認）

### 1 申請期限等

#### (1) 申請期限

承認を受けようとする地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）の備付けを開始する日（承認を受けようとする帳簿が2以上ある場合で、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日）の3月前の日までに、都道府県知事に提出してください。

#### (2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

### 2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

なお、複数の申請書（他の種類の申請書を含みます。）を提出する際に重複する添付書類については、いずれかの申請書に1部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

（注）1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

### 3 各欄の記載要領

#### (1) 本文

電磁的記録による保存をしようとする場合は「第748条第1項」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第749条第1項」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

- (2) 「1 承認を受けようとする地方税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所、国税関係申請状況等」の各欄

#### イ 「帳簿の種類」欄

- ① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
- ② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称による記載ができない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

（記載例） 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳  
2 仕訳帳（本店及び○○支店）、△△支店の売掛金元帳

ロ 「備付け開始日」欄には、承認を受けようとする帳簿の備付けを開始する日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

ニ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

- (3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所がこの申請書を提出する都道府県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の混和等に係る申請については、記載の必要はありません。

- (4) 「4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿の種類」欄は(2)イの要領で記載してください。

- (5) 「5 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。
  - ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
  - ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
  - ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。  
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする地方税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
  - ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
  - ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
  - ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- イ 共通の記載方法
    - ① 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
    - ② [ ] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
  - ロ 個別の記載方法
    - ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を括弧内に記載してください。
    - ② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。
    - ③ 「(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。
    - ④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
    - ⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。  
なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。
- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、例えば、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付けを開始する日とする場合には、その日を備付けを開始する日とする理由を次のように記載してください。  
（記載例）平成〇年〇月〇日に開業する予定のため  
また、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存を申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

地方税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書

書類

平成 年 月 日  殿	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地</small>	(電話番号 - - )
	(フリガナ) 名称 (屋号)	
	(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>	④
	(フリガナ) <small>(法人の場合) 代表者住所</small>	(電話番号 - - )

地方税法 第748条第2項 第749条第2項 の承認を受けたいので、同法第750条第2項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする地方税関係書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所、国税関係申請状況等

書類の種類		書類の保存に代える日	保存方法	保存場所	国税関係申請状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署

※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書	回 付 先
	(摘要)		

(別添2)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 設立の日（新たに設立された法人が法第750条第2項ただし書の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係書類の種類及びその年月日（この申請に係る地方税関係書類について、電磁的記録等による保存の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区分	対象となった書類の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
	税目	名称・作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
5 承認を受けようとする地方税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする地方税関係書類の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					



7 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置													
<p style="text-align: center;">《注意事項》</p> <p>1 法第748条第2項（電磁的記録による保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(3)までに掲げる事項について記載する必要があります。</p> <p>2 法第749条第2項（COMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)及び(4)から(8)までに掲げる事項について記載する必要があります。</p>													
電 磁 的 記 録 に よ る 保 存 に 共 通 の 措 置	<p>(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第25条第1項第3号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。</p> <p style="margin-left: 20px;">① システムの概要を記載した書類</p> <p style="margin-left: 40px;">[ ]</p> <p style="margin-left: 20px;">② システムの開発に際して作成した書類</p> <p style="margin-left: 40px;">[ ]</p> <p style="margin-left: 20px;">③ システムの操作説明書</p> <p style="margin-left: 40px;">[ ]</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p style="margin-left: 40px;">[ ]</p>												
電 磁 的 記 録 に よ る 保 存 の 一 部 に も 該 当 の 措 置	<p>(2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第25条第1項第4号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="margin-left: 40px;">[ ]</p> <p>(3) 検索機能の確保に関する措置（第25条第1項第5号、第25条第2項関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="text-align: center;">主 な 書 類 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 日付に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p>	検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 書 類 名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 書 類 名												
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	<p>(4) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第26条第1項第1号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。</p> <p style="margin-left: 40px;">[ ]</p> <p><input type="checkbox"/> ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p> <p>(5) COMの索引簿の備付けに関する措置（第26条第1項第2号、第26条第2項関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。</p> <p><input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="margin-left: 40px;">[ ]</p>												

(別添2)

COMによる保存に固有の措置	(6) COMの索引の出力に関する措置 (第26条第1項第3号関係) <input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。
	(7) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置 (第26条第1項第4号関係) <input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 [ ]
	(8) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (第26条第1項第5号関係) ※ 次の措置をとろうとする場合は、上記(2)又は(3)についても記載してください。 <input type="checkbox"/> 上記(2)及び(3)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(3)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 [ ]
8	その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 (市販のプログラムを使用する場合は不要) 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (又は処理委託契約書) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類 ( )
------	--

## 「地方税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書〔書類〕」の記載要領等

この申請書用紙は、地方税関係書類の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に必要な都道府県知事の承認（法第748条第2項又は法第749条第2項の承認）を受けようとする場合に使用してください。

なお、次の承認を受けようとするときには、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

- ① 地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又はCOMによる保存をしようとする場合の承認（法第748条第1項又は法第749条第1項の承認）
- ② 地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存をしようとする場合の承認（法第748条第3項の承認）
- ③ 電磁的記録による保存等の承認（法第748条第1項又は法第748条第2項の承認）を受けている地方税関係帳簿書類についてCOMによる保存に代えようとする場合の承認（法第749条第3項の承認）

### 1 申請期限等

#### (1) 申請期限

承認を受けようとする地方税関係書類（以下「書類」といいます。）の電磁的記録又はCOMの保存をもって書類の保存に代える日（承認を受けようとする書類が2以上ある場合で、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日）の3月前の日までに、都道府県知事に提出してください。

#### (2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

### 2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

なお、複数の申請書（他の種類の申請書を含みます。）を提出する際に重複する添付書類については、いずれかの申請書に1部添付してください。

- ① 承認を受けようとする書類の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする書類の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

### 3 各欄の記載要領

#### (1) 本文

電磁的記録による保存をしようとする場合は「第748条第2項」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第749条第2項」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

- (2) 「1 承認を受けようとする地方税関係書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所、国税関係申請状況等」の各欄

#### イ 「書類の種類」欄

① 「税目」欄には、承認を受けようとする書類の保存義務が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに書類を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事業所等が明らかとなるように記載してください。

(記載例) 1 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し

2 注文書の写し（本店及び○○支店）、△△支店の領収書の写し

ロ 「書類の保存に代える日」欄には、承認を受けようとする書類の電磁的記録又はCOMの保存をもって書類の保存に代える日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

ニ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

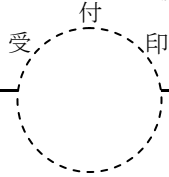
ホ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係書類を兼ねる書類について、電磁的記録等による保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

- (3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所がこの申請書を提出する都道府県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

- (4) 「4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係書類の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった書類の種類」欄は(2)イの要領で記載してください。

- (5) 「5 承認を受けようとする地方税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。
  - ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
  - ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
  - ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。  
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする地方税関係書類の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
  - ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
  - ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
  - ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 総務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄
- イ 共通の記載方法
    - ① 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
    - ② [ ]内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
  - ロ 個別の記載方法
    - ① 「(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
    - ② 「(3) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類名を記載してください。  
なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類名をまとめて記載してください。
- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、この申請書の内容に関して参考となる事項を記載してください。  
また、国税関係書類を兼ねる書類について、電磁的記録等による保存を申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書



		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地</small>	(電話番号 - - )	
	(フリガナ) 名称(屋号)		
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合)</small> 代表者氏名	⑩	
	(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所	(電話番号 - - )	

地方税法第748条第3項の承認を受けたいので、同法第750条第2項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする地方税関係書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所、国税関係申請状況等

税目	書類の種類		書類の保存に代える日	保存場所	入力方式	法第748条第1項 法第749条第1項 の帳簿備付	関連帳簿	国税関係申請状況
	名称・作成 事務所等	ファイル 形式						
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署

※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書	回付先
	(摘要)		

(別添3)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 設立の日（新たに設立された法人が、法第750条第2項ただし書の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係書類の種類及びその年月日（この申請に係る地方税関係書類について、電磁的記録等による保存の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対 象 と な っ た 書 類 の 種 類		届出書の提出 通知書の受理 年 月 日		
	税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等			
取りやめ届出 取消し通知					年 月 日
取りやめ届出 取消し通知					年 月 日
取りやめ届出 取消し通知					年 月 日
5 承認を受けようとする地方税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要					
区 分	メーカ一名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託	

6 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置					
(1) スキャナの基準 (※) (第25条第4項、第25条第5項第2号イ、第25条第6項関係) <input type="checkbox"/> 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット(200dpi)以上で読み取るものである。 <input type="checkbox"/> 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものである。 ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として都道府県知事が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です。(ただし、(11)欄の記載が必要です。)					
(2) タイムスタンプの付与に関する措置 (第25条第5項第2号ロ関係)					
事業者の名称		タイムスタンプの種類等			
		<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
		<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。			
(3) 地方税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置 (第25条第5項第2号ハ関係) 次に掲げる情報を保存している。 <input type="checkbox"/> 解像度及び階調に関する情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係書類の大きさに関する情報 (※) ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として都道府県知事が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です。					
(4) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要 (第25条第5項第2号ニ関係) <input type="checkbox"/> 訂正を行った場合には、訂正の全ての履歴を必ず確認することができる。 <input type="checkbox"/> 削除を行った場合には、訂正の全ての履歴を含む削除前の内容を必ず確認することができる。					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
(5) 入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報の確認に関する措置 (第25条第5項第3号関係) <input type="checkbox"/> 地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができる。					
(6) 各事務の適正な実施の確保に関する措置 (※) (第25条第5項第4号関係) 次の事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき各事務を処理している。 <input type="checkbox"/> 相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制 (相互けんせい) <input type="checkbox"/> 各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続 (定期的なチェック) <input type="checkbox"/> 各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制 (再発防止) ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として都道府県知事が定めるもののみの申請の場合は記載不要です。					
(7) 地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置 (第25条第5項第5号関係) <input type="checkbox"/> [ <input type="checkbox"/> 一連番号、 <input type="checkbox"/> 伝票番号、 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ] により地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿との記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができる。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">]</div>					

(別添3)

- (8) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (※) (第25条第5項第6号関係)
- 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル(14インチ)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。
    - 整然とした形式であること。
    - 地方税関係書類と同程度に明瞭であること。
    - 拡大又は縮小して出力することができること。
    - 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。
- ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として都道府県知事が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です(ただし、(11)欄は記載が必要です。)

- (9) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (第25条第1項第3号、第25条第5項第7号関係)
- 次の書類を備え付ける (※)。
    - ① システムの概要を記載した書類
      - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他 ( )
    - ② システムの開発に際して作成した書類
      - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他 ( )
    - ③ システムの操作説明書
      - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 タイムスタンプ その他 ( )
    - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 (又は処理委託契約書) 及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類
      - 電子計算機処理 電磁的記録の保存 その他 ( )
      - 契約書 (□タイムスタンプ)
- ※ 次の区分に応じて、上記書類を備え付ける。
- イ 自己が開発したプログラムを使用する場合…①、②、③、④ (委託開発したプログラムを含む。)
  - ロ 電子計算機処理を他の者に委託する場合……①、②、④
  - ハ 市販ソフトを使用する場合……………③、④

- (10) 検索機能の確保に関する措置 (第25条第1項第5号、第25条第5項第7号関係)
- 記録項目を検索の条件として設定することができる。
- | 検索の条件として設定することができる記録項目   | 主 な 書 類 名 |
|--|-----------|
| <input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/> 取引先名称 <input type="checkbox"/> |           |
| <input type="checkbox"/>   |           |
| <input type="checkbox"/>   |           |
| <input type="checkbox"/>   |           |
| <input type="checkbox"/>   |           |
- 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
  - 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

- (11) 都道府県知事が定める書類について適時に電磁的記録に記録する場合の措置 (第25条第5項第2号イ(2)、第25条第5項第6号、第25条第6項関係)
- 電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類 (責任者が定められているものに限る。)を備え付ける。
    - ① スキャナの基準
      - 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット(200dpi)以上で読み取るものである。
      - 白色から黒色の階調がそれぞれ256階調(グレースケール)以上で読み取るものである。
    - ② ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置
      - 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル(14インチ)以上のディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。
        - 整然とした形式であること。
        - 地方税関係書類と同程度に明瞭であること。
        - 拡大又は縮小して出力することができること。
        - 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。



(別添3)

7 その他参考となる事項
--------------

(注) 法第748条第3項の承認を受けた地方税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要） 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類（ ）
------	---

(5 / 5)

## 「地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書 **スキャナ**」の記載要領等

この申請書用紙は、地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存（スキャナによる地方税関係書類に係る電磁的記録の保存）に必要な都道府県知事の承認（法第748条第3項の承認）を受けようとする場合に使用してください。なお、次の承認を受けようとするときには、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

- ① 地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存をしようとする場合の承認（法第748条第1項又は法第749条第1項の承認）
- ② 地方税関係書類の電磁的記録又はCOMによる保存をしようとする場合の承認（法第748条第2項又は法第749条第2項の承認）
- ③ 電磁的記録による保存等の承認（法第748条第1項又は法第748条第2項の承認）を受けている地方税関係帳簿書類についてCOMによる保存に代えようとする場合の承認（法第749条第3項の承認）

### 1 申請期限等

#### (1) 申請期限

承認を受けようとする地方税関係書類（以下「書類」といいます。）の電磁的記録の保存をもって書類の保存に代える日（承認を受けようとする書類が2以上ある場合で、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日）の3月前（平成18年3月31日までの間においては5月前）の日までに、都道府県知事に提出してください。

#### (2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

### 2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

なお、複数の申請書（他の種類の申請書を含みます。）を提出する際に重複する添付書類については、いずれかの申請書に1部添付してください。

- ① 承認を受けようとする書類の保存を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする書類の保存を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

- (注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。
- 2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

### 3 各欄の記載要領

- (1) 「1 承認を受けようとする地方税関係書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所、国税関係申請状況等」の各欄

#### イ 「書類の種類」欄

(イ) 「税目」欄には、承認を受けようとする書類の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

(ロ) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに書類を保存している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例) 1 注文書、納品書、見積書、請求書  
2 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書  
3 注文書の写し、納品書の写し、見積書の写し、請求書の写し  
4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書の写し

(ハ) 「ファイル形式」欄は、例えばPDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載してください。

ロ 「書類の保存に代える日」欄には、承認を受けようとする書類の電磁的記録の保存をもって書類の保存に代える日を記載してください。

ハ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ニ 「入力方式」欄には、承認を受けようとする書類の種類ごとに採用する入力方式の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

ホ 「関連帳簿」欄には、承認を受けようとする書類の記録事項との間において相互に関連付けを行う備付帳簿の名称を記載してください。例えば請求書の場合買掛帳、納品書の写しの場合売掛帳等と記載してください。

ヘ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係書類を兼ねる書類について、電磁的記録によるスキャナ保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

- (2) 「4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係書類の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった書類の種類」欄(1)イの要領で記載してください。

- (3) 「5 承認を受けようとする地方税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」の各欄

- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。
- ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。  
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (4) 「6 総務務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- イ 共通の記載方法
- (イ) 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
- (ロ) [ ] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- ロ 個別の記載方法
- (イ) 「(2) タイムスタンプの付与に関する措置」欄には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載してください。
- (ロ) 「(4) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄
- ① 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- ② 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ③ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- ④ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (ロ) 「(7) 地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載してください。
- (ニ) 「(9) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄の「訂正削除管理機能」とは、承認申請書6(4)に記載した電子計算機処理システムをいいます。
- (ホ) 「(10) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類名を記載してください。  
なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類名をまとめて記載してください。
- (5) 「7 その他参考となる事項」欄には、この申請書の内容に関して参考となる事項を記載してください。  
また、国税関係書類を兼ねる書類について、電磁的記録によるスキャナ保存を申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の  
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中途

平成 年 月 日  殿		(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	(電話番号 - - )
		(フリガナ) 名称(屋号)	
		(フリガナ) 氏名 (法人の場合)	⑩
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号 - - )

地方税法第749条第3項の承認を受けたいので、同法第750条第1項第750条第2項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況

帳簿書類の種類		電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 場 所	国税関係申請状況
税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等			
		年 月 日 ( 年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 ( 年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 ( 年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 ( 年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 ( 年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 ( 年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 ( 年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 ( 年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 ( 年 月 日)		未・済 税務署

※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書	回 付 先
	(摘要)		

(別添4)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿書類の種類及びその年月日 (この申請に係る地方税関係帳簿書類について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)					
区分	対象となった帳簿書類の種類		届出書の提出 年月日 通知書の受理	対象となった保存方法	
	税目	名称・作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間					
① 保存期間のうち保存期間の初日から ( ) が経過した日以後の期間					
② 保存期間の全期間					
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

7 総務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置	
<p>《注意事項》</p> <p>1 法第748条第1項（地方税関係帳簿の電磁的記録による保存等）の承認を受けている地方税関係帳簿について承認を受けようとする場合は、(1)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。</p> <p>2 法第748条第2項（地方税関係書類の電磁的記録による保存）の承認を受けている地方税関係書類について承認を受けようとする場合は、(4)及び(7)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」で④を選択した場合は、(5)及び(6)に掲げる事項についても記載する必要があります。</p>	
地方税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第25条第1項第1号イ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除できないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※ 該当する場合のみ記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、入力日から [ ] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。</p>
地方税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第25条第1項第1号ロ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔<input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p>
地方税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（第25条第1項第2号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 〔<input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他（ ）〕により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p>
地方税関係書類の保存に共通の措置	<p>(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第25条第1項第3号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>① システムの概要を記載した書類</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p> <p>② システムの開発に際して作成した書類</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p> <p>③ システムの操作説明書</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p> <p>④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p>
地方税関係帳簿の保存等に固有の措置	<p>(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第25条第1項第4号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[ ]</p>

(地方税関係書類の保存の一部にも該当) 地方税関係帳簿の保存等に固有の措置	(6) 検索機能の確保に関する措置 (第25条第1項第5号、第25条第2項関係) <input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。																									
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th>主な帳簿書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日</td> <td><input type="checkbox"/>勘定科目</td> <td><input type="checkbox"/>取引金額</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿書類名	<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿書類名																						
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							
	<input type="checkbox"/> 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 <input type="checkbox"/> 二以上の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる。																									
地方税関係帳簿の保存等・地方税関係書類の保存に共通の措置	(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置 (第26条第1項第1号関係) <input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 [ ] <input type="checkbox"/> ①保存義務者(又は事務責任者)の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。																									
	(8) COMの索引簿の備付けに関する措置 (第26条第1項第2号、第26条第2項関係) <input type="checkbox"/> 帳簿書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 <input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 [ ]																									
	(9) COMの索引の出力に関する措置 (第26条第1項第3号関係) <input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。																									
	(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置 (第26条第1項第4号関係) <input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 [ ]																									
	(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (第26条第1項第5号関係) ※ 次の措置をとろうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。 <input type="checkbox"/> 上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 [ ]																									
	8 その他参考となる事項																									
添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 (市販のプログラムを使用する場合は不要) 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (又は処理委託契約書) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類 ( )																									

# 「地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書 **中途**」の記載要領等

この申請書用紙は、電磁的記録等による保存等の承認を受けている地方税関係帳簿又は地方税関係書類について、電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に代えるのに必要な都道府県知事の承認（地方税法第749条第3項の承認）を受けようとする場合に使用してください。

なお、地方税関係帳簿又は地方税関係書類について、はじめて電磁的記録等による保存等をしようとする場合の承認（法第748条第1項若しくは第2項又は法第749条第1項若しくは第2項の承認）を受けようとするときは、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

## 1 申請期限等

### (1) 申請期限

承認を受けようとする地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は地方税関係書類（以下「書類」といいます。）を総称して「帳簿書類」といいます。）のCOMによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日（承認を受けようとする帳簿書類が2以上ある場合で、その保存に代える日が異なるときは、最初に到来する保存に代える日）の3月前の日までに、都道府県知事に提出してください。

### (2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

## 2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

## 3 各欄の記載要領

### (1) 本文

帳簿についてCOMによる保存に代えようとする場合は「第750条第1項」の文字を、書類についてCOMによる保存に代えようとする場合は「第750条第2項」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

### (2) 「1 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況」の各欄

#### イ 「帳簿書類の種類」欄

① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿書類を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例)
- 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
  - 2 仕訳帳（本店及び○○支店）、△△支店の売掛金元帳
  - 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し
  - 4 注文書の写し（本店及び○○支店）、△△支店の領収書の写し

ロ 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿書類のCOMによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載してください。

また、括弧内には、その帳簿書類について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ニ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電磁的記録に代えるCOMによる保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

### (3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所がこの申請書を提出する都道府県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の混和等による申請の場合、記載の必要はありません。

### (4) 「3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた地方税関係帳簿書類の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿書類の種類」欄は②イの要領で記載してください。

### (5) 「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」欄は、COMによる保存をしようとする期間のいずれかの番号を○で囲んでください。



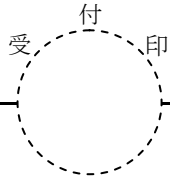
また、①に○を付した場合は、括弧内に特定する期間（保存期間の初日からCOMによる保存を開始する日までの期間）を記載してください。

- (6) 「5 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。
- ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。  
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (7) 「6 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。  
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (8) 「7 総務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- イ 共通の記載方法
- ① 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
- ② [ ]内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- ロ 個別の記載方法
- ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を括弧内に記載してください。
- ② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。
- ③ 「(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。
- ④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
- ⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿書類名を記載してください。  
なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿書類名をまとめて記載してください。
- ⑥ 「(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置」欄は、「4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」が全保存期間中の3年目までの期間を含む場合にのみ記載してください。
- (9) 「8 その他参考となる事項」欄には、この申請書の内容に関して参考となる事項を記載してください。  
また、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電磁的記録に代えるCOMによる保存を申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

(別添5)

第5号様式

地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書



※整理番号

平成 年 月 日  殿	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地</small>	(電話番号 - - )
	(フリガナ) 名称 (屋号)	
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合)</small> 代表者氏名	④
	(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所	(電話番号 - - )

次の地方税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、地方税法第751条第1項の規定により届け出ます。

1 電磁的記録等による保存等をやめようとする地方税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類		当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所	国税関係届出状況
税目	名称・作成事務所				
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署

2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

-----  
-----  
-----

3 その他参考となる事項

「法第748条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」  
(  保存している ・  廃棄した )

※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書	回付先
	(摘要)		

## 「地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は地方税関係書類（以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。）について、電磁的記録等による保存等をやめようとして、都道府県知事にその旨を届け出る場合に使用してください。

### 【注意事項】

- 1 法第748条第1項、法第748条第2項、法第749条第1項及び法第749条第2項の承認を受けている帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの場合  
この届出書を提出した日から、原則として全て書面により（電磁的記録又はCOMによる保存等をしているものについては書面に出力して）保存することとなりますのでご注意ください。
- 2 法第748条第3項の承認を受けている書類の電磁的記録による保存の取りやめの場合  
基となった書類を一部でも廃棄している場合は、現在保存している電磁的記録を今後も保存する必要がありますのでご注意ください。

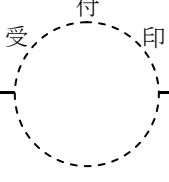
### 1 届出期限等

- (1) 届出期限  
電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、あらかじめ都道府県知事に提出してください。
- (2) 提出部数  
この届出書は、1部提出してください。

### 2 各欄の記載要領

- (1) 「1 電磁的記録等による保存等をやめようとする地方税関係帳簿書類の種類等」の各欄  
イ 「帳簿書類の種類」欄
    - ① 「税目」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
    - ② 「名称・作成事務所等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに作成している帳簿書類については、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。  
(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳  
2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳  
3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し  
4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し  
5 注文書、納品書、見積書、請求書  
6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書
  - ロ 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。
  - ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存等をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の、スキャナによる保存をやめようとする場合は「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。  
なお、法第749条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、法第748条第1項（帳簿の場合）又は第748条第2項（書類の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せて取りやめるときは、両方の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付すとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に法第748条の承認年月日と法第749条第3項の承認年月日を併記してください。
  - ニ 「保存場所等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。
  - ホ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電磁的記録等による保存等の取りやめを未だ届け出ていない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。
- (2) 「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載してください。
  - (3) 「3 その他参考となる事項」欄  
イ 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所がこの届出書を提出する都道府県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。  
ロ 法第748条第3項の承認を受けている書類について電磁的記録の保存をやめようとする場合は、当該電磁的記録の基となった書類の保存の状況について対応する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。  
なお、基となった書類を一部でも廃棄している場合は、「廃棄した」にチェックしてください。  
ハ 法第749条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、法第748条第1項（帳簿の場合）又は第748条第2項（書類の場合）の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載してください。

地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

平成 年 月 日  <div style="text-align: center;">  </div>		※整理番号			
殿	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地</small>	(電話番号 - - )			
	(フリガナ) 名称 (屋号)				
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合)</small> 代表者氏名	㊟			
	(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所	(電話番号 - - )			
次の事項を変更することとしたので、地方税法第751条第2項の規定により届け出ます。					
1 変更しようとする事項に係る地方税関係帳簿書類の種類等					
帳簿書類の種類		変更しようとする日	保存方法	保存場所	国税関係届出状況
税目	名称・作成事務所等	<small>(当初の承認を受けた年月日等)</small>			
		年 月 日 ( 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日 ( 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
		年 月 日 ( 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ		未・済 税務署
2 変更しようとする事項及び変更の内容					
変更事項	変更の内容				
3 その他参考となる事項					
「システム変更の場合に、法第748条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否」( <input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否)					
※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書		回付先	
	(摘要)				

## 「地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている地方税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は地方税関係書類（以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。）について、申請書（申請書に添付した書類を含みます。）に記載した事項（帳簿書類の種類を除きます。）の変更をしようとして、都道府県知事にその旨を届け出る場合に使用してください。

### 1 届出期限等

- (1) 届出期限  
申請書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ都道府県知事に提出してください。
- (2) 提出部数  
この届出書は、1部提出してください。
- (3) 添付書類  
申請書に添付した書類に記載した事項の変更をしようとする場合は、変更後の書類を添付してください。

### 2 各欄の記載要領

- (1) 「1 変更しようとする事項に係る地方税関係帳簿書類の種類等」の各欄
  - イ 「帳簿書類の種類」欄
    - ① 「税目」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
    - ② 「名称・作成事務所等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。  
（記載例）1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳  
2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳  
3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し  
4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し  
5 注文書、納品書、見積書、請求書  
6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書
  - ロ 「変更しようとする日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、帳簿書類の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載してください。  
また、括弧内には、その帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。
  - ハ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の、スキャナによる保存の場合は「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
  - ニ 「保存場所」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。
  - ホ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電磁的記録等による保存等の変更を未だ届け出していない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。
- (2) 「2 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。
- (3) 「3 その他参考となる事項」欄
  - イ 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所がこの申請書を提出する都道府県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。
  - ロ システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿書類の種類及び残りの保存期間を記載してください。
  - ハ システム変更を行い、法第748条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更前のシステムから変更後のシステムに移行することの可否について対応する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

主たる事務所又は事業所の移転に係る

地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書

移転

平成 年 月 日 殿		(フリガナ) 名称(屋号)		(電話番号 - - )			
		(フリガナ) 代表者氏名					
		(フリガナ) 代表者住所					
		(フリガナ) 主たる事務所又は事業所の所在地		(電話番号 - - )			
事務所等		(フリガナ) 主たる事務所又は事業所の所在地		(電話番号 - - )			
地方税法第752条第1項(第754条において準用する場合を含む。)の規定に基づく承認を受けたいので、申請します。							
1 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等							
帳簿書類の種類			承認年月日	保存方法	入力方式 (法第748条第3項関係)	移転後の保存場所	国税関係承認状況
税目	名称・作成事務所等	ファイル形式 (法第748条第3項関係)					
			年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時		税務署
			年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時		税務署
			年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時		税務署
			年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時		税務署
			年月日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時		税務署
※ 処 理 欄	整理簿	同時提出申請書			回付先		
	(摘要)						

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所						
都道府県名		所在地				
3 事務所等に移転した日						
年 月 日						
4 電子計算機等の概要						
(法第748条第1項、第748条第2項、第749条第1項及び第749条第2項関係) 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要						
区 分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託		
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託		
(法第748条第3項関係) 承認を受けようとする地方税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要						
区 分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ( )			台	自己・委託		
5 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要 (法第748条第1項、第748条第2項、第749条第1項及び第749条第2項関係)						
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考	
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語		
自己開発・委託開発・市販 ( )						
自己開発・委託開発・市販 ( )						
自己開発・委託開発・市販 ( )						
自己開発・委託開発・市販 ( )						
自己開発・委託開発・市販 ( )						

6 総務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 法第748条第1項（地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び保存）及び第749条第1項（地方税関係帳簿の電磁的記録による備付け及びCOMによる保存）に係る承認を受けようとする場合は、(1)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 法第748条第2項（地方税関係書類の電磁的記録による保存）及び第749条第2項（地方税関係書類のCOMによる保存）に係る承認を受けようとする場合は、(4)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 3 法第749条第3項（COMに代えて保存）に係る承認を受けようとする場合は、その承認が地方税関係帳簿に係るものであるときは(1)から(6)まで、地方税関係書類に係るものであるときは(4)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 4 法第748条第3項（地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存）に係る承認を受けようとする場合は、(7)から(10)までに掲げる事項について記載する必要があります。

地方税関係帳簿

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第25条第1項第1号イ関係）

- データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。
- データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。
- 上記以外の方法による。

[ ]

※ 該当する場合のみ記載してください。

- ただし、入力日から[ ]日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。

の保存等に固有の措置

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第25条第1項第1号ロ関係）

- 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。
- 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔一連番号、伝票番号、その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。
- 上記以外の方法による。

[ ]

(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（第25条第1項第2号関係）

- 〔一連番号、伝票番号、その他（ ）〕により地方税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
- 上記以外の方法による。

[ ]

地方税関係書類の保存に共通の措置

(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第25条第1項第3号関係）

- 次の名称の書類を備え付ける。
  - ① システムの概要を記載した書類  
[ ]
  - ② システムの開発に際して作成した書類  
[ ]
  - ③ システムの操作説明書  
[ ]
  - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類  
[ ]



地方税関係係書類の保存に共通の措置 ・ 地方税関係係帳簿の保存等	(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第25条第1項第4号関係） <input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。  <div style="text-align: center;">[</div>												
	(6) 検索機能の確保に関する措置（第25条第1項第5号、第25条第2項関係） <input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。 (第25条第1項第5号関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width: 20%;">主な帳簿書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/>勘定科目 <input type="checkbox"/>取引金額 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 <input type="checkbox"/> 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。	検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿書類名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿書類名											
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
(第25条第2項関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width: 20%;">主な帳簿書類名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 日付に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。	検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿書類名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿書類名												
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													

地方税関係書類のスキヤナ保存に関する措置	(7) スキャナの基準（※）（第25条第4項、第25条第5項第2号イ、第25条第6項関係） <input type="checkbox"/> 解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット（200dpi）以上で読み取るものである。 <input type="checkbox"/> 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものである。 ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として都道府県知事が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です（ただし、(17)欄の記載が必要です。）。						
	(8) タイムスタンプの付与に関する措置（第25条第5項第2号ロ関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業者の名称</th> <th style="width: 70%;">タイムスタンプの種類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。  <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。  <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。  <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。  <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。                 </td> </tr> </tbody> </table>	事業者の名称	タイムスタンプの種類等		<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。		<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。
	事業者の名称	タイムスタンプの種類等					
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。						
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて、地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。						
(9) 地方税関係書類をスキヤナで読み取った際の情報の保存に関する措置（第25条第5項第2号ハ関係） <input type="checkbox"/> 解像度及び階調に関する情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係書類の大きさに関する情報（※） ※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として都道府県知事が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です。							

地方税関係書類のスキヤナ保存に関する措置	<p>(10) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要（第25条第5項第2号ニ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 訂正を行った場合には、訂正の全ての履歴を必ず確認することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 削除を行った場合には、訂正の全ての履歴を含む削除前の内容を必ず確認することができる。</p>					
	区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
		メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
	自己開発・委託開発・市販 ( )					
	自己開発・委託開発・市販 ( )					
	<p>(11) 入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報の確認に関する措置（第25条第5項第3号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができる。</p>					
	<p>(12) 各事務の適正な実施の確保に関する措置（※）（第25条第5項第4号関係）</p> <p>次の事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき各事務を処理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制（相互けんせい）</p> <p><input type="checkbox"/> 各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続（定期的なチェック）</p> <p><input type="checkbox"/> 各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制（再発防止）</p> <p>※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として都道府県知事が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です。</p>					
	<p>(13) 地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置（第25条第5項第5号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> [ <input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他 ( ) ] により地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿との記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>[ ]</p>					
	<p>(14) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（※）（第25条第5項第6号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 整然とした形式であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方税関係書類と同程度に明瞭であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 拡大又は縮小して出力することができること。</p> <p><input type="checkbox"/> 4ポイントの大きさの文字を認識することができること。</p> <p>※ 資金や物の流れに直結・連動しない書類として都道府県知事が定めるもののみの申請の場合は、記載不要です（ただし、(17)欄は記載が必要です。）。</p>					

(15) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第25条第1項第3号、第25条第5項第7号関係）

次の書類を備え付ける（※）。

① システムの概要を記載した書類

システム全体 スキヤナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他（ ）

② システムの開発に際して作成した書類

システム全体 スキヤナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他（ ）

③ システムの操作説明書

システム全体 スキヤナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 タイムスタンプ その他（ ）

④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類

電子計算機処理 電磁的記録の保存 その他（ ）  
契約書（タイムスタンプ）

※ 次の区分に応じて、上記書類を備え付ける。

イ 自己が開発したプログラムを使用する場合…①、②、③、④  
（委託開発したプログラムを含む。）

ロ 電子計算機処理を他の者に委託する場合……①、②、④

ハ 市販ソフトを使用する場合……③、④

(16) 検索機能の確保に関する措置（第25条第1項第5号、第25条第5項第7号関係）

記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な書類名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/> 取引先名称	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(17) 都道府県知事が定める書類について適時に電磁的記録に記録する場合の措置（第25条第5項第2号イ（2）、第25条第5項第6号、第25条第6項関係）

電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（責任者が定められているものに限る。）を備え付ける。

① スキヤナの基準

解像度が25.4ミリメートル当たり200ドット（200dpi）以上で読み取るものである。

白色から黒色の階調がそれぞれ256階調（グレースケール）以上で読み取るものである。

② ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置

電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、次のような状態で速やかに出力することができる。

整然とした形式であること。

地方税関係書類と同程度に明瞭であること。

拡大又は縮小して出力することができること。

4ポイントの大きさの文字を認識することができること。

7 その他参考となる事項

添 付 書 類	1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は都道府県知事の証明書 2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類（市販のプログラムを使用する場合は不要） 3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（又は処理委託契約書） 4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類（ ）
------------------	--

(7 / 7)

# 「主たる事務所又は事業所の移転に係る 地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書 **移転**」の記載要領等

この申請書用紙は、地方税関係帳簿書類の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録若しくは電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存又は地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存（スキャナによる地方税関係書類に係る電磁的記録の保存）（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている者が、他の都道府県の区域にその主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を移転した場合において、引き続き電磁的記録等による保存等を行うため、移転後の事務所等所在地の都道府県知事の承認（法第752条第1項（第754条において準用する場合を含む。）の規定に基づく承認）を受けようとする場合に使用してください。

## 1 申請期限等

- (1) 申請期限  
事務所等の移転を行った日から3月を経過する日までに都道府県知事に提出してください。
- (2) 提出部数  
この申請書は、1部提出してください。

## 2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

- ① 事務所等を移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認通知の写し若しくは当該都道府県知事による証明書
  - ② 承認を受けようとする帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
  - ③ 承認を受けようとする帳簿書類の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
  - ④ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
- (注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、②の書類を添付する必要はありません。  
2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、③の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

## 3 各欄の記載要領

- (1) 「1 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等」の各欄
    - イ 「帳簿書類の種類」欄
      - (イ) 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
      - (ロ) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿書類を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。  
(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳  
2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳  
3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し  
4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し  
5 注文書、納品書、見積書、請求書  
6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書
    - (ロ) 「ファイル形式」欄は、地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の場合において、例えばPDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載してください。
  - ロ 「承認年月日」欄には、事務所等を移転する前の事務所所在地等の都道府県知事による承認を受けた年月日又は当該承認があったとみなされた年月日を記載してください。
  - ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。
  - ニ 「入力方式」欄には、地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の場合において、承認を受けようとする書類の種類ごとに採用する入力方式の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
  - ホ 「移転後の保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載してください。
  - ヘ 「国税関係承認状況」欄は、国税関係帳簿書類を兼ねる帳簿書類について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に基づく承認を受けている場合は、承認を受けた税務署名を記入してください。
- (2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所がこの申請書を提出する都道府県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。  
なお、軽油引取税の混和等による申請の場合、記載の必要はありません。
- (3) 「4 電子計算機等の概要」の各欄
  - イ 地方税関係帳簿書類の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又はCOMによる保存の場合は上段（法第74

8条第1項、第748条第2項、第749条第1項及び第2項関係)、地方税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の場合は下段(法第748条第3項関係)に、それぞれ記入してください。

ロ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載してください。

ハ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。

ニ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。

ホ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。

なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。

(4) 「5 承認を受けようとする地方税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要」の各欄(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又はCOMによる保存の場合に記入してください。)

イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。

ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。

ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。

ニ 自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。

(5) 「6 総務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄

イ 共通の記載方法

(イ) 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。

(ロ) [ ]内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。

ロ 個別の記載方法

(イ) 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間(日数)を括弧内に記載してください。

(ロ) 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。

(ハ) 「(3) 地方税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。

(ニ) 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。

(ホ) 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿書類名を、帳簿については中断(第25条第1項第5号関係)、書類については下段(第25条第2項関係)に、それぞれ記載してください。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿書類名をまとめて記載してください。

(ヘ) 「(8) タイムスタンプの付与に関する措置」欄には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載してください。

(ト) 「(10) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄

① 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、括弧内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。

② 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。

③ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。

④ 自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。

(フ) 「(13) 地方税関係書類に係る電磁的記録と地方税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載してください。

(リ) 「(15) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄の「訂正削除管理機能」とは、承認申請書6(10)に記載した電子計算機処理システムをいいます。

(ロ) 「(16) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類名を記載してください。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類名をまとめて記載してください。